

(様式第1号)

第2回芦屋市グループ型家庭的保育事業整備法人審査委員会 会議録

日 時	平成26年1月10日(金) 13:00~15:00
場 所	北館2階 会議室3
出席者	委員長 寺見 陽子 副委員長 麻木 邦子 委員 下岡 きみ代 委員 金光 文代 委員 安里 知陽 委員 有馬 直美 事務局 こども政策課長 宮本 雅代 こども政策係長 田中 孝之 保育課長 本間 慶一 保育課課長補佐 海江田 茂樹 保育課主事 元 雅範
事務局	こども・健康部保育課・こども政策課
会議の公開	■ 非公開 (会議の冒頭に諮り、審査の内容に法人経営情報を含む審査になるため委員全員の賛成により、非公開で会議をすることとした。)

1 会議次第

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明
- (3) 芦屋市グループ型家庭的保育事業整備法人審査
 - ① グループ型家庭的保育事業の公募の経過と応募状況 (事務局より説明)
 - ② 事業計画書の概要について (事務局より説明)
 - ③ 応募法人からのプレゼンテーション, 質疑応答
 - ④ 応募法人の経営状況について (税理士の委員よりコメント)
 - ⑤ 審査
- (4) 閉会の挨拶

2 審査会資料

- 資料1 会次第兼審査委員会委員名簿
- 資料2 芦屋市グループ型家庭的保育事業整備法人審査委員会要綱
- 資料3 芦屋市グループ型家庭的保育事業整備法人募集要綱
- 資料4 家庭的保育事業ガイドライン
- 資料5 (3法人) 芦屋市グループ型家庭的保育事業 事前協議書
- 資料6 応募3法人の「審査項目概要表」
- 資料7 地図・写真

3 審議経過

- (1) 会議の冒頭に、審査の内容に法人経営情報を含む審査になるため非公開で会議をすることとした。
- (2) 事務局より配布資料の確認
- (3) 事務局より会議成立の報告（6名の委員のうち5人が出席。半数以上が出席のため会議は成立していることを報告。残り1名も遅れて出席。）
- (4) 事務局より精道圏域でのグループ型家庭的保育事業の公募の経過と応募状況の説明。
- (5) 事務局より別紙に基づき各法人の概要説明。
- (6) 各法人よりプレゼンテーション及び質疑応答（3法人プレゼン10分、質疑応答10分）
- (7) 各委員より委託事業主としての適格性について意見

<委員よりのおもな意見>

(法人の状況)

- ・ 法人の資産状況については、運営規模により大小が生じている。2法人については資産も大きく問題はない。残る1法人についても、事業を開始してからの日も浅く規模は小さいが、代表者個人が個人資産で補えるとのことなので問題ないと判断できる。
- ・ 保育実績について、経験の差が出ている。各法人とも理論的に非常に優れていると思われるが、実績が乏しい法人は、具体的な説得力に欠ける部分がある。
- ・ プレゼンテーションを聞いて、幼児の教育部分に強い法人と乳児の保育に強い法人があり、家庭的保育事業については、乳児対象のため、後者に分があると思われる。

(施設立地)

- ・ 3法人とも施設の立地については、利便性、駐車場の確保等から問題ない。
- ・ 予定地の前面道路が他の2法人より狭く駐車しにくいのではないかと。
- ・ 精道圏域のうち、国道43号線以南に待機児童が多い状況から、道路を渡る危険性もあり、43号線以南の立地のほうが望ましい。
- ・ 2階部分に保育室を予定している法人があるが、階段等で児童・保護者への負担になるのではないかと。安全面でも問題があるのでは。
- ・ 保育室の配置について、トイレや事務室を設計段階でより使い勝手が良いように工夫が必要とある。
- ・ 場所の立地が良く、施設レイアウトが安心でき、家庭的に感じる施設を提案している法人がある。
- ・ 施設予定地に1法人については広い公園が隣接しており評価できる。
- ・ 敷地内に中庭があり評価できる法人がある。

(運営内容)

- ・ 各法人とも、保育への熱意があり、優れた保育方針を持っている。
- ・ 各法人とも優れた保育方針だと思うが、すべての保護者に受け入れられるか疑問のある法人がある。（例、紙おむつを使わず、布おむつだけを使用するという法人があったが保護者が対応できるか。）
- ・ たくさんのプログラムを提案してもらっているが、備品等すべて準備できるか疑問のある法人があった。
- ・ 延長保育、休日保育を提案している法人があるが、職員の確保が難しいのではないかと。
- ・ 乳児対象の施設であるため、特に安全面について配慮が必要であるがこれまでの経験から「リスクマネジメント」について秀でた法人がある。
- ・ 連携保育所については市内の認可保育所が望ましい。

- ・保育士等職員をほぼ確保できる法人があった。
- ・当初は弁当対応だが、自園調理に移行できる法人があった。
- ・0～1才が対象であるので、教育的な保育ができるかどうか。

グループ型家庭的保育事業については、主に乳児を対象とするため、教育より養護がポイントになり、また、保育実績に基づく、保育計画やリスクマネジメントがポイントになることが意見として集約された。

(事務局より)

貴重な意見を頂戴してありがとうございました。業者の最終決定については、市の委託事業であることから、いただきました意見を踏まえ業者の決定を進めていきたい。

<閉 会>